

平成28年（ネ）第4573号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 出口 俊一

被控訴人 左巻 健男

## 控訴答弁書

平成28年12月 日

東京高等裁判所第10民事部 御中

〒100-0013 東京都千代田区霞が関三丁目6番15号

霞ヶ関MH Towers 2階

法律事務所アルシエン（送達場所）

電話 03-5510-8255

FAX 03-6674-2504

被控訴人訴訟代理人弁護士 清 水 陽 平

同 古 屋 可 菜 子

### 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

との判決を求める。

### 控訴の理由に対する認否及び反論

第1 控訴理由書「第1 はじめに」について

- 1 第一段落は控訴人の活動に関する記載であるため不知。第二及び第三段

落は、否認ないし争う。

- 2 原判決は、名誉権侵害及び名誉感情侵害による不法行為について正しい理解のもとなされた正当な判決であり、控訴人による控訴はすみやかに棄却されるべきである。

## 第2 控訴理由書「第2 侮辱の成立を否定した原判決の誤り」について

### 1 第1項について

第一及び第三段落は、認める。

第二段落は、控訴人の訴訟提起に至る経緯であるため不知。

第四段落は、争う。

### 2 第2項について

#### (1) 第2項(1)について

第一段落は認める。第二段落は、第一文は認め、第二文は控訴人の内心であるため不知。第三及び第四段落は、争う。

#### (2) 第2項(2)について

ア アは認める。

イ イは、本件で問題とされる被控訴人による投稿が、誰でも閲覧可能な状態に置かれていたという点に限り認め、その余は否認ないし争う。

別訴地裁判決における表現が、伝播・拡散することがないとはいえない。また、そもそも名誉感情侵害は個人の自己に対する主観的評価を問題とするものである以上、伝播性の程度により不法行為の成否が左右されるものではない。

ウ ウ(ア)は認める。もつとも、全く同一の事案など存在しないのであり、事案に多少の差があることのみをもって、基準が妥当しないとの結論にはなることはない。

ウ(イ)のうち、第一段落は概ね認めるが、このうち「本件の前提

に科学的論争があるかのように認定したうえ、別訴地裁判決をあえて参考にするためであろうか」との記載については、控訴人の主観であるため不知。第二段落は否認する。第三段落（「また、②については」ではじまる段落）ないし第八段落（「⑤にいたっては」ではじまる段落）は、不知。第九段落は、否認ないし争う。控訴人は、EM研究機構の顧問であったと主張する2013年か2014年暮れ頃からの約3か月以外の期間についても、事実上EM研究機構の顧問として活動を行っていたことを認めている。また、被控訴人は、控訴人がEM研究機構の代表者と共に行動した際、同代表者が控訴人について、同機構の10年以上にわたる顧問である、と説明していた旨聞いている。さらに、科学的議論は、学者同士以外してはいけないものではない。被控訴人は、控訴人のEMに関するにわかには信じ難い主張を信じている点について、一科学者として意見を述べたに過ぎない。

ウ（ウ）のうち、第一段落は不知。第二段落は認める。第三段落は、否認ないし争う。そもそも、別件地裁判決及び原判決の用いる判断基準は、「学者の研究」の発表に関する事案においてしか妥当しないようなものではない。

エ 争う。

### （3）第2項（3）について

第一段落は認める。第二ないし第四段落は否認ないし争う。

被控訴人に、控訴人に対する加害の意思は無く、波動を出し、放射能を除去する等と主張されるEMの効果に関し、疑義を投げかけ警鐘を鳴らす目的のもと投稿を行っていた。そのため、別訴地裁判決によったとしても、不法行為は成立しない。

### 3 第3項について

①ないし④として例示される裁判例において、不法行為の成立が認めら

れているという点に限り認め、その余は否認ないし争う。

これらの裁判例は、「馬鹿」という表現を用いたことのみによって不法行為の成立が認められたのではなく、その他に用いられた言葉や表現方法に鑑み、「社会通念上許される限度を超えた侮辱行為」であったからこそ、不法行為が認定されたのである。

#### 4 第4項について

争う。

### 第3 控訴理由書「第3 争点(2)について」について

#### 1 第1項について

##### (1) 第1項(1)について

第一及び第三段落は認め、第二段落は否認する。第四段落は争う。

##### (2) 第1項(2)について

ア 柱書及びア、イは認め、ウ、エ、オは否認する。

イ 被控訴人ブログ(甲5)の投稿の文面からも、また前後の文脈を見ても明らかなおり、被控訴人は、控訴人が「ヤクザ」すなわち暴力団等に属する人物であると指摘したのではなく、控訴人の言動を前提として、「やってることはヤクザそのものである」と評したに過ぎない。また、かかる記載の後には、「彼がEM批判者の自宅に押しかけたり、所属大学に圧力をかけたりしているのを知り」との記載もある(甲5)。そのため、一般読者の通常の見方をすれば、「著者と面会して個別突破しようとする」という記載は、出口氏によるEM批判者の自宅への押しかけ、所属大学に対し圧力をかける等の行為を指しており、これをもって被控訴人はヤクザのような行動だと評価しているのだと認識される。これ以上に、控訴人が取材にあたり脅迫・威圧等の社会的に相当性を欠く手段を用いて批判・攻撃し、屈服せしめよ

うとするという事実が婉曲的に摘示されているとまで深読みすることは、一般的な読者の読み方とは言えない。また、控訴人が「投稿で摘示されている具体的事実」として主張する文言の中にも「社会的に相当性を欠く手段」といった評価的な文言が含まれており、この点からも、具体的事実が摘示されたと言えないことが明らかである。

そのため、控訴人の指摘する判例にならって本件投稿を解釈したとしても、本件投稿は事実を前提とした意見論評である。

#### 第4 控訴理由書「第4 争点(3)について」について

##### 1 第1項について

###### (1) 第1項(1)について

第一段落は認め、第二段落は否認する。

本件投稿が私怨を動機とするものであるなど、何の根拠もない控訴人の言いがかりに過ぎない。

###### (2) 第1項(2)について

被控訴人が日本科学者会議東京支部が主催する第17回東京科学シンポジウムでニセ科学に関する分科会を設置したこと、その中で「呼吸発電」という匿名の人物がEMによる除染効果に関し疑義を呈する発表を行ったこと、これに関し控訴人が日本科学者会議(東京支部ではない)に対し連絡をしたこと、現在被控訴人が日本科学者会議を退会していることは認め、その余は否認する。

###### (3) 第1項(3)について

否認ないし争う。

###### (4) 被控訴人の主張

ア 控訴人は、被控訴人による「ヤクザそのもの」等の記載のある投稿について、控訴人による日本科学者会議への申し入れを原因とする、

被控訴人の控訴人に対する私怨からなされたものであり、公共性も公益目的も存在しないと主張する。

しかし、そもそも被控訴人は控訴人に対し私怨など持っていない。

イ 被控訴人は、控訴人について知る前から、科学教育者としてEMをはじめとするニセ科学に警鐘を鳴らす活動を行っていた。そして、この活動の一環として、被控訴人は、平成25年に開かれた日本科学者会議の東京支部が主催する第17回東京科学シンポジウムにおいて、「ニセ科学問題」という分科会を主催し、EMを含むニセ科学について疑義を呈する発表などを行った。かかる分科会での発表等に関し、控訴人はクレームを申し入れた。この際の、控訴人によるクレームの申し入れ先が、分科会の責任者である被控訴人でなく、シンポジウムの主宰者である日本科学者会議の東京支部でもなく、日本科学者会議本体であった。なお、控訴人は、分科会の設置責任者が被控訴人であるということも知っていた（控訴人尋問調書20ページ）。

そもそも、シンポジウムとは、各人が自らの研究成果や、各方面からの意見を述べ合う討論の場である以上、発表される意見には多種多様なものがあることが前提となっている。そのため、シンポジウムの主宰者は各人の発表内容の当否について責任を有する立場ではなく、単に場を提供しているに過ぎない。このことは、シンポジウムへの出席経験はもちろん、その運営側についていたこともある控訴人であれば（控訴人尋問調書20ページ）、当然認識していたはずである。そのため、発表に関し批判的な意見を有したのであれば、発表担当者か、少なくとも当該分科会の設置責任者に対し申し入れを行うはずである。それにもかかわらず、被控訴人は、発表者でなく、分科会の設置責任者でもなく、さらにはシンポジウムの主宰者でもなく、その上部団体である日本科学者会議に対し申し入れを行った。被控訴人は、かかる

控訴人の行動に対し疑問を抱き、「圧力をかけようとしたのだろうか」とも考え、控訴人について注視するようになった。

このように、控訴人が、日本科学者会議へ申し入れを行ったことは、被控訴人が控訴人の言動に対し疑問を抱く契機とはなかった。しかし、これを原因として被控訴人が控訴人に対し私怨を抱いていることなどはない。

原告は、その後、松永氏、片瀬氏、飯島氏より各人に対する控訴人の行動を聞いた。そして、EMについて主張されている効果自体にも問題があるが、それ以上に、EMへ反対の意見を表明する者に対し、自宅への押しかけや所属団体へ圧力をかける等の、個別攻撃とも捉えうる行為をしかけることは、さらに大きな問題であると考えた。そのため、自身と同じようにEMへ警鐘を鳴らす活動を行う者に注意を促すためにも、また、EMに関してはそのような不当な行為も行われているということを周知するためにも、本件投稿を行った。

このように、本件投稿の目的は、EMやこれにまつわる人物（特に控訴人）の行動に警鐘を鳴らす目的のもと行われたものであり、私怨によるものではない。そして、かかる投稿に公共性があることも、言うまでもない。

## 2 第2項について

### (1) 第2項(1)について

ア 第一段落は認め、その余は否認する。

#### イ 反論

控訴人は、「やっていることはヤクザそのものである」という記載が意見論評にあたるとしても、この前提事実は、「ヤクザそのもの」と評価されうるような具体的事実でしかありえず、ヤクザと評されう

るような取材方法を控訴人が採用していたとの具体的事実が、意見論評の前提事実となると主張する。

しかし、控訴人のかかる主張は、名誉毀損に関する基本的な理論に対する理解を大きく誤ったものである。

たとえば、ある絵画をもって「名作」と評するか、「駄作」と評するかは、個人の自由である。このことから分かりますとおり、ある事実をもってどのように評価するのは個人の自由であり、その評価が、評価された側から見てもっともな評価である必要などない。そうであるからこそ、意見論評による表現行為は、表現者が当該評価の前提とした事実の重要部分が真実である限り、違法性阻却事由の1つである真実性を満たすと考えられている。したがって、評価内容の方から見て、前提事実足りうる事実を確定する作業を行うことなどはない。前提事実として問題とされるべきは、当該評価者が、その評価の前提として考慮した事実である。

(2) 第2項(2)について(原判決が不意打ちでないこと)

ア 否認する。

イ 上述のとおり、意見論評による名誉権侵害の成否に関し問題となる「前提事実」は、表現者が評価当時に認識し評価の根拠とした事実である。そして、被控訴人が本件投稿を行うにあたりどのような事実を認識し、どのような事実を前提に「やっていることはヤクザそのもの」と評価したのかという点については、被控訴人が原審において提出した準備書面等で繰り返し主張してきた。具体的には、松永教授宅への訪問、片瀬氏への面会等の申し入れ、飯島准教授への所属大学である神田外語大学に対する申し入れ行為である。そして、裁判官も、弁論準備手続きの中で繰り返しこれらの事実を評価前提事実として取り上げてきた。



そのため、不意打ちなどは無い。

(3) 第2項(3)について(松永教授宅への訪問)

ア 認否

アは控訴人の内心であるため不知。イウは、控訴人と松永教授(ないしその妻)のと具体的会話内容であるため不知。エオは否認ないし争う。

イ 反論

控訴人自身も認めているとおり、控訴人がEMに関し取材と称して松永教授のもとを訪れたことは真実である。そして、かかる真実を前提として、控訴人のように「正当な取材行為だ」と評するか、被控訴人のように「まるでヤクザのようだ」と評するかは自由である。控訴人の主張するように、評価内容の如何によって真実性の要件の充足性が左右されることなどは無い。

そもそも、控訴人は「松永教授は訪問を拒否していない」「快く取材に応じてくれた」と認識しているようであるが、当の松永教授自身はそのように捉えていない。松永教授は、被控訴人に対し、「体調が悪いため会うことはできないと拒否したにもかかわらず自宅に押しかけEMの効果について主張してきた」と話している(乙6)。ここからも分かるとおり、控訴人は、少なくとも、その相手方から「拒否したのに押しかけられた」と受け取られるような行為を行っているのである。

かかる行為を行っている以上、評価の前提たる事実が真実であることはもちろん、その評価内容も、もっともなものといえる。

(4) 第2項(4)について(片瀬氏への面会申し入れについて)

ア 認否

片瀬氏が、EM批判記事を問題視した控訴人のDNDメルマガ記事

に対し、ブログで「事実が違うのは出口氏の方だ」と投稿したこと、このことに関し控訴人が片瀬氏へ面会を求めたことに限り認め、暗黒通信団がいかなる経緯で「ヤクザそのもの」等の投稿を行ったのかは不知、その余は否認ないし争う。

#### イ 反論

控訴人自身も認めているとおり、控訴人が、拒否されているにもかかわらず片瀬氏へ複数回にわたり面会を求めた事実は真実である（乙2）。また、控訴人は「取材のため面会を申し入れたのであり、正当な取材行為である」と主張する。しかし、当該行為をされた相手方である片瀬氏自身は、そのようにとらえてはいない。面会を求められ、それを拒否してもなお住所を教えることを求めてくる被控訴人の対応に、「嫌がらせ目的ではないか」「訴訟を匂わせているのか」と感じている（乙2）。そして、被控訴人は、片瀬氏からかかる経緯を聞き、これらの真実を前提の1つとして控訴人の行為を「ヤクザそのもの」と評価した。

このように、評価の前提たる事実が真実であることはもちろん、控訴人の言動に鑑みれば、その評価内容ももつともなものといえる。

#### （5）第2項（5）について（控訴人の飯島准教授に関する対応）

#### ア 認否

控訴人がEMに関する飯島准教授の言動を問題視し神田外語大学へ架電し、さらに同大学を訪れたことは認め、控訴人と神田外語大学担当者との間で甲43記載の会話がなされたことについては不知、その余は否認する。

#### イ 反論

控訴人自身も認めているとおり、控訴人は、飯島准教授の所属する神田外語大学へ架電し、さらに同大学を訪問して、EMに関する飯島

准教授の言動が問題である旨の申し入れを行っている。

控訴人は、大学へ連絡をしたのは飯島准教授の在籍確認のためであると主張しているが、そもそも在籍確認をする趣旨が不明であり、在籍が確認できた場合に何をしようと企図していたのかも明らかにしていない。また、内容証明郵便の発送に関しても、自身は関与していないと主張する。しかし、控訴人は、大学へ電話した際、「EM研究機構の者である」と名乗り、大学を訪問した際にもEM研究機構の名刺を提示している。控訴人がかかる行動をとっている中、控訴人の関与なしに同趣旨の申し入れをする郵便物がEM研究機構から送付されるとは考え難い。

大学では各研究者に研究の自由が保障されており、大学側が各研究者の研究内容に干渉することはない。このことは、控訴人自身も、金沢工業大学の客員教授を務めていた以上十分に認識していたはずである。そのため、研究内容に関し疑義があるのであれば、研究者に対し直接申し入れを行うはずである。しかも、控訴人は、神田外語大学に対し、飯島准教授の言動を問題視する旨の連絡を、1度にとどまらず2度も架電したうえ、内容証明郵便によっても通知し、対応しかねる旨大学から回答を受けたにもかかわらず、さらに大学を訪問し職員へ直談判するまでの行為を行っている。これらをもって、飯島准教授が「大学を通じ圧力をかけられた」と感じることは、むしろ当然と言える。

このように、評価の前提たる事実が真実であることはもちろん、控訴人の言動に鑑みれば、その評価内容ももっともなものといえる。

(6) 第2項(6)について

ア 否認ないし争う。

イ 控訴人は、各前提事実(控訴人による松永教授宅への訪問、片瀬氏へ

の面会申し入れ、飯島准教授所属の神田外語大学への連絡及び訪問)の存在を認めたとうえで、これらの控訴人の行為は「正当な取材行為」であるからヤクザと評されることは無いと主張する。しかし、繰り返し述べるとおり、ある事実をもってどのように評価をするかは各個人の自由である。存在が認められる前提事実に対し、控訴人は「正当な取材行為」だと評し、他方で被控訴人は「やっていることはヤクザそのもの」「もはやジャーナリストですらない。」と評したに過ぎない。そして、意見論評による名誉権侵害の成否(特に違法性阻却事由の1つである真実性の要件)を検討するにあたり問題となるのは、当該意見論評の妥当性ではなく、その前提事実の真実性である。当該投稿は、【控訴人による松永教授宅への訪問、片瀬氏への面会申し入れ、飯島准教授所属の神田外語大学への連絡及び訪問】という事実を前提とした意見論評であり、かかる前提事実の存在(真実性)自体については、控訴人も認めている。

そして、この投稿はEMに関する控訴人の言動に警鐘を鳴らすため行われたものであり、公共性及び公益目的も有する。

したがって、違法性阻却事由は存在し、かかる判断をした原判決に誤りはない。

### 3 第3項について

#### (1) 第3項(1)について

否認ないし争う。

#### (2) 第3項(2)について

##### ア 認否

原判決の判断内容については認め、朝日新聞記者行動基準の記載については不知、その余は否認する。

##### イ 反論

控訴人の主張は、被控訴人の主張の及び原審の判断を曲解するもの

である。

被控訴人は、取材において当事者に直接会うことの重要性についてまで否定するものではない。しかし、取材はあくまでジャーナリストの私的行為であり、取材を受ける側に取材を受ける義務が課されているものではない。そのため、「取材」という名目であればいかなる暴挙も許されるというものではない。また、神田外語大学への訪問に関して言えば、「当事者に直接会って取材することを基本とする」という控訴人の主張に従えば、飯島准教授へ直接コンタクトを取るべきである。それにもかかわらず、その所属大学へクレームを入れている点において、すでに控訴人の論理は破綻している。

### (3) 第3項(3)について

#### ア 認否

原判決の判断内容については認め、その余の控訴人の主張については否認ないし争う。

#### イ 反論

控訴人は、「取材方法に対する批判」として不要である「ヤクザそのもの」という表現をあえて使用していることをもって、意見論評の枠を超えていると主張する。

しかし、評価にあたり、必要不可欠な表現以外を用いてはならないという原理など無いことは言うまでもない。そもそも、どのように評価するかは、どのような表現を用いるかに直結する以上、表現方法(表現に用いる言葉の取捨選択)も含めて、「評価」と言える。そのため「不要な表現」などないのであって、「不要な表現を用いた場合には意見論評の枠を超える」理論は成立しえない。

原判決の述べる通り、当該投稿は、あくまで控訴人の取材方法に対する批判に過ぎず、控訴人の人格攻撃に及ぶものでもない。そして、

控訴人により、「取材」と称する取材対象者の都合等を顧みない不適切な行為がなされたことも真実である以上、「ヤクザそのもの」等の表現は、意見論評としての域を逸脱したものではない。

#### 4 第4項について

(1) 否認ないし争う。

(2) 被控訴人がブログを削除したのは、控訴人に対する表現に問題があると考えたためではない。その他の部分について、記載内容を加筆修正するため一時的に削除したに過ぎず、削除をした時期も本件訴訟が提起される前である。加筆修正し再度公開する準備を進めていたところ、本件訴訟が提起されたため、訴訟中に紛争を激化させるような行為は控えたほうがいだろうとの判断から、再公開を控えていたに過ぎない。

#### 第5 控訴理由書「第5 被控訴人による本件各行為の違法性が極めて高いこと」について

##### 1 第1項について（他人と連携し行われたものでないこと）

(1) 認否

ツイート及びリツイート内容及び状況については概ね認めるが、被控訴人らが連携してEM批判を行っており、ツイート等がその一環として連携の上なされたものであるという点については否認する。

(2) 反論

各ツイート等は、複数人が連携し行っているものではなく、各個人の判断で行われているに過ぎない。被控訴人は、控訴人の指摘する「breathingpower」や天羽優子氏とは面識があるが、誹謗中傷行為を行うためにこれらの人物と連携したことなどない。単に、同じ意見を有しているため同趣旨のツイートが行われているに過ぎない。むしろ、複数の人物が同様の意見を発表しているという事実は、そのような意見が一般的で

あり、被控訴人の意見が問題のあるものでないことの証左である。

## 2 第2項について（控訴人への攻撃意思はないこと）

### （1）認否

控訴人が引用する尋問の内容については認め、その余は否認する。

### （2）反論

被控訴人に、控訴人を攻撃する意思はなく、控訴人の引用する尋問部分を読んでも、そのような意図は見受けられない。

控訴人は、EMに関し放射能除去等の信じ難い効果が主張されていることに対し、警鐘を鳴らす活動を継続する意思がある。その中で、控訴人に関しても触れる可能性があると述べているが、このことに何ら問題が無いことは言うまでもない。また、被控訴人は「個人攻撃は許されないというのはご存知ですか」という問いに対し「どういうレベルですか」

「ただ単に個人攻撃って一般化して許されるか許されないかっていうのは良く分かりません。」と述べているに過ぎない。そもそも、ここで控訴人代理人が言う「個人攻撃」の趣旨が何を意味するのかが不明である（「名誉権侵害による不法行為が成立するような意見論評の枠を超える表現」と解釈することもできるし、単に「一人を対象としたネガティブな表現」と解釈することもできる。）。そのため、被控訴人のかかる一般的な発言をもって、被控訴人の控訴人に対する攻撃の意思が強固であると読み取ることはできない。

## 3 第3項について（控訴人の社会的立場への攻撃をしていないこと）

### （1）認否

第一及び第二段落は認め、その余は否認ないし争う。

### （2）反論

被控訴人において、控訴人の社会的立場を失わせようとする意思など無い。そもそも、控訴人は、EM批判者へコンタクトを取る際、EM研

究機構の顧問である等と名乗ったうえで、株式会社松家ホールディングスの取締役としての名刺や、金沢工業大学の客員教授としての名刺を差し出していた。そのため、控訴人は、「株式会社松家ホールディングスや金沢工業大学がEMを支持しているのか」「そうでないとすれば、EM批判者への攻撃活動に無断で名称が使用されていることは問題なのではないか」と考え、確認を取ったに過ぎない。

このように、被控訴人の行動は控訴人の行動を契機とし生じた疑問を確認するため行ったものに過ぎず、攻撃的意思に基づくものではない。

#### 4 第4項について（被控訴人が尋問で虚偽の発言をしていないこと）

##### （1）認否

被控訴人が、尋問において「暗黒通信団」のウェブページを管理等している人物は知らないと回答したこと、被控訴人が編集長を務める雑誌「理科の探検」において「シ（暗黒通信団）」なる者が編集委員となっていること、被控訴人が「シ」なる人物を知っていることは認め、その余は否認する。

##### （2）反論

控訴人は、虚偽の供述などしておらず、誰が「暗黒通信団」のウェブページを管理等しているのかも知らない。そもそも、暗黒通信団は構成員が複数いるようであり、このことは暗黒通信「団」という名称からも明らかである。被控訴人は、「シ」なる人物を知っており、この他にもある友人が構成員であることを知り驚いたことがある。しかし、この他に誰が構成員なのか、誰が主催者であり、誰がウェブページを管理しているのかについては知らない。このように、被控訴人は問いに対し真実を述べただけである

#### 5 第5項について

##### （1）認否



否認する。

## (2) 反論

控訴人が「現在もなお…攻撃的なツイッター等を繰り返しており」と主張する証拠として挙げるツイート（甲47）は、控訴人に関するものでないことが一見して明白である。当該投稿は、「ヤクザ」という文言こそ入っているものの、「自身がかつて土建業を手伝っていた際にヤクザの組員と話をする機会があった」という被控訴人の個人的な体験談を述べるものに過ぎない。そのため、当該ツイートをもって、被控訴人の控訴人に対する攻撃的な投稿が繰り返されていると評価することは不可能である。

## 第6 控訴理由書「第6 損害」について

### 1 第1項について

#### (1) 第1項(1)について

尋問時における被控訴人の発言については認め、その余は否認する。

被控訴人は、自身の記憶に従い供述しただけであり、虚偽の供述はしていない。

#### (2) 第1項(2)について

本件各ツイートのフォロワー数、ポテンシャルリーチ数及び週刊朝日の発行部数については不知、その余は否認する。

そもそも、「ポテンシャルリーチ数」とは、「ポテンシャル」すなわち潜在すること、可能性といった意味からも明らかなおり、閲覧される可能性がある数にすぎない。そのため、発生した損害を示す根拠とはならない。

### 2 第2項について

#### (1) 不知。

(2) 物事を報道、批判するジャーナリストとして活動する以上、同様に自身が批判の対象となる可能性は、常に意識されるべきである。その批判が自身に向けたことのみで執筆活動ができなくなるようでは、そもそもジャーナリストとしての資質に疑問を投げかけざるを得ない。

また、控訴人は金沢工業大学側へ自ら申し出て客員教授を辞職しており、「辞めざるを得なくなった」わけではない。そのため、金沢工業大学の客員教授辞職と、被控訴人による投稿との間には何らの因果関係もない。

### 3 第3項について

不知。

### 第7 控訴理由書「第6損害」について

争う。

第8 以上のとおり、控訴人の主張には何ら理由がないことが明らかであることから、本件控訴はすみやかに棄却されるべきである。

以上